

大和市街頭防犯カメラ賃貸借（債務負担行為）

仕様書

令和 8 年 7 月

大和市

大和市街頭防犯カメラ賃貸借（債務負担行為） 仕様書

1. 総則

（1）本業務の範囲

①納品機器

内容	数量	備考
街頭防犯カメラ及び 付属設備	100台	・PCから事業者が提案する通信回線を通じて街頭防犯カメラの稼働状況やデータ抽出等情報を取得できること ・ただし、撮影範囲拡大の観点から、100台を超えて設置することを妨げない
PC	3台	・ノート型PCとし、事業者が提案する通信方式にて録画映像等のダウンロード、稼働状況等の確認ができること
表示板等	100枚	・街頭防犯カメラ1台につき1枚。ただし、100台を超えて設置した場合はその台数分

②設置箇所

大和市内100箇所（東電柱：36箇所、市独立柱：64箇所）

・大和市街頭防犯カメラ賃貸借（債務負担行為）街頭防犯カメラ設置場所一覧（100箇所）のとおり

③通信環境の整備と通信サービス等の提供

PCから街頭防犯カメラの稼働状況やデータ抽出等の情報を取得できるよう、通信環境の整備を行うとともに、街頭防犯カメラの設置完了後、通信サービス等の提供を行うこと。

④設置及び撤去

現在市が所有しているもののうち、指定の100箇所に従前から設置している街頭防犯カメラ等を撤去及び処分し、新設を行うこと。

⑤維持管理

新設した街頭防犯カメラ及び付帯設備（記録装置、電源設備、通信機器、配線、取付け金具）の全ての機器について、契約期間の保守、修繕及び点検等の維持管理を行うこと。

⑥その他

受託者は、本業務において賃貸借契約の締結に係る一切の対応を行うにあたり、関係法令等を遵守するとともに、誠実かつ適切に業務を遂行するものとする。

（2）一括委託の禁止

受注者は、本業務において、業務の全部又は主体的な部分を一括して第三者委任し、又は請け負わせてはならない。

ただし、あらかじめその委任又は請負の内容を明らかにした書面により、本市の承諾を受けた場合は、この限りではない。

（3）街頭防犯カメラ撤去及び設置工事の一時中止

本仕様書の内容に反して業務を続行した場合、及び本市の担当者が事故防止上必要と判断した場合には、街頭防犯カメラの撤去及び設置工事の一時中止を命ずることができる。

(4) 損害賠償及び補償

本業務において、受注者が注意義務を怠ったことにより、人や設備等に損傷を与えたときは、直ちに本市担当者に報告し協議の上、速やかに原型に復旧し、受注者がその復旧及び賠償の全責任を負うものとする。

(5) 秘匿業務

本仕様書のほか、本業務に関する関係図書及び図面等による機器名称、機器設置場所、固有番号、IP アドレス、業務により得られた情報の守秘義務を負うものとする。

(6) 協議

本業務において、協議を必要とする場合には、あらかじめ本市との調整を行い、協議完了後速やかに議事録を提出し、協議した内容について確認を得ること。

(7) 疑義

本仕様書に明記されていない事項や疑義が生じた場合には、本市の担当者と協議を行うものとする。また、業務上当然必要な事項は、受注者の負担により実施すること。

(8) 履行期間

契約締結日から令和16年3月31日

(ただし、令和9年3月31日までは準備期間とし、賃貸借開始は令和9年4月1日)

(9) 支払い方法

賃貸借料は、令和9年度から年度毎に、当該年度終了後に支払うこととする。

2. 機器の機能要件

(1) ネットワーク型街頭防犯カメラ

- ・街頭防犯カメラは電柱や市の独立柱に設置し、状況を把握するための映像を取得する機器で、屋外設置が可能なハウジング一体型のドーム構造であること。
- ・市民生活あんぜん課等、市役所本庁舎内において、PCから受注者が提案する回線等を通じて、画像抽出・ダウンロードや、街頭防犯カメラの死活監視・異常確認ができること。

※故障時に迅速な対応が必要であることなどから、街頭防犯カメラ及び関連する機器については、国内メーカーの製品に限る。ただし、国内メーカーの製品であっても、海外メーカーにおいて設計、製造したOEM製品は対象外とする。

区分	品名	仕 様 等	
街頭防犯カメラ本体	カメラ部	有効画素数、解像度	・1920（水平）、1080（垂直）相当以上であること ・200万画素以上であること（デジタルズームしても粗くならない程度）

		最低被写体照度	・デイナイト機能を有し、カラー0.05 Lx、白黒0.01 Lx (B/W) 以上であること
		フリッカー防止機能	・フリッカー (ちらつき) を防止する機能を有すること
		アイリス (絞り) 機能	・オートアイリス機能を有すること
		逆光補正	・逆光補正機能を有すること。
		ホワイトバランス機能	・ホワイトバランス機能を有すること
	レンズ部	画角	・水平100° 以上、垂直50° 以上であること ・ズーム、フォーカスを自動で調整する機能を有すること
	ハウジング部	形状	・屋外に設置することを考慮した形状であること ・野外設置可能なハウジング一体型のドーム型で、防水、防塵対策を有すること
		防塵防水性(保護等級)	・IP66以上であること
		色	・白またはアイボリーとし、それ以外の場合は事前に市の承諾を得ること

区分	品名	仕 様 等	
映像記録装置等	カメラ内蔵メモリ またはクラウド	容量	・映像を、標準画質において毎秒10枚以上の画像で記録できること ・この画質で映像を順次上書き更新しながら少なくとも14日以上の記録が可能な容量を有すること
	記録方式	画像解像度	・1280 (水平)、720 (垂直) 以上で対応すること
		圧縮方式	・H. 264またはH. 265対応すること
	通知機能	機器異常時	・故障等により録画が静止した等、異常が生じた場合には、市役所本庁舎内のPC、及び本契約の維持管理事業者の確認ができる機能を有すること
通信装置	通信機器、回線	・PCから事業者が提案する通信回線を通じて、街頭防犯カメラの稼働状況やデータ抽出等情報を取得できること ・通信回線は、モバイル回線 (LTE) 等の無線、有線、またはKSC (神奈川セキュリティクラウド) とする ・通信回線について、契約回線全体でデータ通信量を共有できるなど、必要十分なデータ通信量を確保し、映像の閲覧に支障を来たすことの無いようにすること	
セキュリティ		・カメラやネットワーク機器は「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度 (JC-STAR)」に登録がなされていること、またはそれに準じたセキュリティ対策がとられていること。 ・通信回線は閉域網であること。閉域網でない場合は、不正アクセス防止対策としてIPアドレス制御機能またはMACアドレス	

		制御機能を備えたカメラであること、もしくはカメラとネットワークとの間に I P アドレス制御機能または M A C アドレス制御機能を備えたネットワーク機器（ルータや F W）を設置すること。映像がクラウドシステムに記録される場合は、カメラ等だけでなくクラウドシステムも I P アドレス制御機能または M A C アドレス制御機能を備えること。 ・通信回線が閉域網ではない場合、大和市の情報系端末を用いて遠隔操作をすることから、「Soliton SecureBrowser II（仮想ブラウザ）」で動作すること。 ・クラウドシステムの場合は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（I S M A P、I S M A P－L I U）」又は「デジタルマーケットプレイス（D M P）」に登録がなされていること、或いは、「情報セキュリティマネジメントシステム（I S M S）」の認証（I S O 2 7 0 1 7 または I S O 2 7 0 1 8）を取得していること、またはそれに準じたセキュリティ対策がとられていること。
P C	端末及び周辺機器	・各作業等が、遅滞なく円滑かつ適切に行えるものとする ・端末のサイズ等は、事業者の提案等を踏まえ市と協議すること
ソフトウェア	ウィルス対策	・最新のウィルスを検知するウィルスソフトを導入していること
	操作機能	・録画データの再生時に再生、一時停止及び倍速などの分かりやすい操作機能を有すること
その他	画像データの抽出及びダウンロード	・市役所庁舎内から遠隔操作で行うことを基本とすること ・速度を落とさず、少なくとも 3 箇所同時に行うことができること
	稼働確認通知	・市職員及び維持管理事業者、メール等で不具合等の連絡をする機能を有すること
	リアルタイムでの画像確認	・リアルタイムでの画像確認を、少なくとも 3 箇所同時に行うことができること
	時刻自動補正機能	・G P S 等による標準時刻に同期し、記録する機能を有すること
	撮影日時表示	・録画映像の再生時（コピー後の映像も含む）に撮影時間が表示される機能を有すること
	プライバシー保護機能	・市民等のプライバシーを保護するためのマスキング機能で撮影画像内の一定エリアのマスキングを街頭防犯カメラ 1 台ごとに 4 箇所以上を任意に指定できる機能を有すること
	カメラ外寸	・電柱等支持物所有者の設置規則や基準等に準拠する寸法とすること ・付属物がある場合は、それを含め範囲内とすること
	雷、停電、耐震対策	・各機器の電機供給回路については、可能な限り避雷等により他の機器に影響を与えないように保護対策を講じること ・停電からの復旧時には、街頭防犯カメラ機器が停電前の状態に自動的に復旧する機能を有すること ・設置機器については、十分な耐震対策を講じること
	適合制度	・街頭防犯カメラ等は、R B S S 制度（優良防犯機器認定制度）、N D A A（米国国防権限法）、J C－S T A R（セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度）、I S M A P（政府情報システ

		ムのためのセキュリティ評価制度) のいずれかに適合した機器を使用すること
--	--	--------------------------------------

(2) 通信機器及び通信回線

- ・通信回線は、モバイル回線（LTE）等の無線、有線、またはKSC（神奈川セキュリティクラウド）により接続可能な方式とすること

(3) アプリケーションソフトウェア

- ・PCには、街頭防犯カメラを管理するため、以下の機能を有したソフトウェア等をインストールすること
- ①市の地図上に賃貸借の街頭防犯カメラの位置情報を表示し、拡大縮小が容易にできること
- ②賃貸借の街頭防犯カメラの稼働、録画状況及びリアルタイムの画像が確認できること
- ③賃貸借する街頭防犯カメラの録画映像取得ができること
- ④画像取得した履歴は30日以上保管が可能であり、必要により一覧表で出力が可能であること
- ⑤賃貸借の街頭防犯カメラのカメラ番号、住所、市の備品番号、東京電力のお客様番号、占用状況が確認できること
- ⑥地図上に表示された街頭防犯カメラは、一覧表に切り替え確認ができること

(4) 表示板

- ・街頭防犯カメラ設置箇所1箇所に付き、1枚の表示板を設置すること
- ・表示板の材質、形状、寸法、色及び告知内容等については、本市と協議すること
- ・設置した表示板が破損した場合は、それを撤去し、新しい表示板と交換すること
- ・表示板は、屋外での使用に適した耐候性・耐久性のある素材とすること（ステッカーも可とする）

3. 本業務の提出書類に関する事項

(1) 着手届

- ・受注者は契約締結後、速やかに着手届及び次の書類を合わせて提出すること
- ・なお、変更が生じた場合は、速やかに本市の担当者に報告すること

①業務計画書

- ・受注者は、本業務の遂行に必要な業務計画書（業務概要、施工体制、夜間、休日を含む緊急連絡表、作業予定表等）を速やかに本市の担当者に提出すること
- ・作業予定表には、準備、作業箇所、作業従事者、書類整理など、業務完了までの詳細を明確に記載すること
- ・道路使用等を伴う場合、関係機関との調整を十分に行い、道路使用許可証等の許可関係書類の写しを本市に提出すること
- ・事故防止のため、安全管理に関する事項を業務計画書に記載すること

②業務責任者届

- ・受注者は、本業務の従事者の中から着手から完了までの現場管理を統括する業務責任者を選定し、その者の氏名を記載した届出書を提出すること

- ・業務責任者は、本業務の履行に関し従事者を総括するとともに、本仕様書の目的と内容を十分理解し、職務を遂行すること
- ・業務責任者は、履行期間中の変更を原則行わないこと

③作業従事者名簿

- ・受注者は、本業務に従事する者を選任し、その従事者の氏名を記載した名簿を提出すること
- ・従事者の配置にあたっては次の事項を遵守すること
- ・受注者は、必要な技術（資格）及び経験を有する現場代理人を選出し、所定の業務に従事させること（業務責任者との兼任可）
- ・受注者は、本業務の公共的使命の重大性を踏まえ、適正な業務の進捗を図るため十分な人員を配置すること
- ・受注者は、善良かつ秩序ある従事者を選任し、熟練を要する作業については、相応の経験を有する者を配置すること
- ・従事者の中業務の履行に著しく不相当と認められた者がある場合は、本市はその理由を明示の上、変更を求めることができる。
- ・受注者は、前項の変更が求められた場合は、適切に対応し、その結果を文書で報告すること
- ・受注者は、従事者を変更する場合は、事前に本市に通知すること
- ・警備員、再委託業者を含む従事の資格証明等については、写しを本市に提出すること

④お知らせ文書

- ・受注者は、交通規制、騒音等により付近住民や店舗等に影響が想定される場合は、本市と協議の上、業務の概要、実施期間、連絡先など明記したお知らせ文書を作成し、齟齬が生じないよう周知に努めること

(2) 工事完了届

受注者は、街頭防犯カメラ及び付属設備、記録媒体、表示板の設置完了後、以下の完成図書類を本市に提出し、遅くとも令和9年3月31日までに完了検査を受け合格すること

提出書類及び提出部数	《提出書類》 ※完成図書の先頭に目次を添付すること（任意様式） ①業務計画書 ②作業位置図 ③作業実施工程表 ④日報（業務日報、警備日報） ⑤施工記録写真 ⑥施工図面（施工前、施工中、施工後の様子が分かるもの） ⑦納品機器に関する仕様書、説明書、保証書等 ⑧施工通知の写し ⑨街頭防犯カメラの映像写真 ⑩リース以前の防犯カメラの処分及び画像データを破棄した証明書 ⑪通信サービス等の利用契約書 ⑫保守体制に関する書類 《提出部数》 正本1部、副本1部 ※A4ファイルに綴じること
------------	--

施工記録写真	記録写真は、事前調査、作業状況、安全対策の状況を含め、以下の方法で撮影し、紙媒体及び電子データにより提出すること ①各作業箇所状況を背景に入れて撮影すること ②電柱引込箇所については電柱やポール全景と機器収納ボックスまでの引込状況がわかる写真を撮影すること ③電柱ごとに引込前、引込後の全景、対象箇所、電柱番号を撮影し、引込ケーブルの位置を矢印等で明示すること ④撮影時には、他の共架線と距離幅がわかるようケーブルが重ならないよう撮影すること ⑤各作業箇所の作業前及び作業後の状況を詳細に撮影すること ⑥写真には業務名、作業内容、場所、年月日、その他必要事項を記載した黒板を入れて撮影すること ⑦撮影写真サイズはL判サイズとし、A4版の業務写真綴りに整理すること ⑧施工前、施工中、施工後の様子が分かるようにすること
---------------	---

(3) 機器引渡書

街頭防犯カメラ及び付随する機器等については、賃貸借期間満了後に無償で本市に譲渡することから、受注者は、賃貸借業務終了後速やかに、機器引渡書を市に提出すること

(4) 設置及び維持管理の業務における市内事業者活用についての報告書

本業務では、資格要件において、「街頭防犯カメラの設置及び維持管理の業務については、本市の市内経済活性化が図られるよう、市内の電気事業者または電気通信事業者が行う体制とすること」となっており、応募申込書の協力会社欄において、体制を記載することになっている。

実際の業務実施において、市内事業者の活用について報告するため、次のとおり提出すること。

- ①設置においては、完了後速やかに、街頭防犯カメラ設置完了報告書（様式①）を提出すること。
- ②維持管理においては、契約後速やかに、街頭防犯カメラ維持管理業務事業者等報告書（様式②）を提出すること。また、維持管理業務事業者等に変更が生じた場合は速やかに、街頭防犯カメラ維持管理業務事業者等変更報告書（様式③）を提出すること。

4. 設置及び撤去に関する事項

(1) 一般事項

- ①受注者は本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項について、関係法令を遵守し、必要な資格を有する場合は、契約時に資格証明書の写しを提出すること
- ②受注者は、工事日程、工事時間、工事方法等について、本市担当者と十分協議すること
- ③街頭防犯カメラの設置（設備の変更を含む）に必要な関係官公庁（東京電力（株）、NTT東日本（株）等を含む）への各種手続きや協議については、受注者の責任において遅延なく行い、これに要する費用及び必要書類の作成は全て受注者が負担とすること
- ④受注者は、契約締結後、速やかに道路使用許可申請書等の必要な手続きを行い、その許可を取得し、施工にあたっては、当該許可条件を遵守すること

- ⑤受注者は、工事箇所を事前に市担当者へ連絡し、工事期間中の苦情対応については、連絡があった日の翌営業日中に現場に到着できる体制を整えること
- ⑥受注者は、工事实施にあたり労働安全衛生関係法令を遵守し、危険防止及び公害防止に万全を期すること
- ⑦受注者は、工事現場付近に工事看板等の保全施設を必ず設置するとともに必要に応じ交通整理員を配置し、一般車両及び歩行者等を安全に誘導すること
- ⑧受注者は工事に際し、近隣住民等に迷惑が及ばないように、騒音、振動等の防止に努めること
- ⑨受注者は工事完了後、速やかに使用機器及び仮設物等を搬出し、工事現場の清掃を行うこと
- ⑩既存の街頭防犯カメラ及び付帯の設備、不要となった既存表示板、設置柱の資材、撤去品、残土等については、法令に従い受注者の負担により適切に処分するとともに、マニフェスト伝票を本市に提出すること
- ⑪撤去する街頭防犯カメラ100箇所の記録映像は、撮影したカメラや画像の日時等が分かるようにした上で、適切な記録媒体により全て市に提出すること。また、撤去する街頭防犯カメラの処分及び画像データを破棄した証明書を市に提出すること

(2) 安全管理

①安全設備の設置及び現場管理

- ・工事中の安全設備の配置は、安全施設標準図に準拠するとともに現場環境に適した十分な設備を設置すること
- ・交通安全確保のため、交通整理員を適切に配置し、歩行者等を安全に誘導すること
- ・現場内の整理整頓及び管理には、細心の注意を払うこと
- ・調査、工事中は気象情報に十分注意を払い、豪雨や地震等の災害が発生した場合に直ちに対応できる体制を整えておくこと
- ・事故防止のため、安全管理に関する事項を業務計画書に明示し、受注者の責任において実施すること

②作業従事者の安全管理

- ・工事に使用する機械器具は常に点検、整備し、安全な状態で使用すること
- ・万一事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じ、緊急連絡体制に従い直ちに本市担当者及び関係官公署に報告すること
- ・受注者は、従事者に対し定期的に安全教育を実施し、安全意識の向上を図ること
- ・受注者は、作業中における安全確保を最優先とし、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を講じること

(3) 災害防止策

①労働災害防止

- ・作業環境は常に良好に保ち、機械機器その他の設備は常時点検し、従事者の安全を確保すること
- ・資格を必要とする機械を取り扱う場合は、必ず有資格者が行うこと

②公衆災害防止

- ・工事施工、調査にあたり現場周辺の居住者及び通行人等の安全確保と交通の円滑な処理に努め、十分

な保安対策を講じること

- ・工事区域内には、本業務名及び作業内容を明記した標識を設置すること
- ・工事、調査区域内には、必要に応じ交通誘導員を配置し、車両及び歩行者の通行を安全に誘導すること
- ・交通誘導及び保全対策については、本仕様書に定める他、関係官公署の助言に従い適切に実施すること
- ・前項の対策に関する具体的な事項については、関係機関と十分協議の上定め、その結果を本市担当者に報告すること

(4) その他（設置及び撤去に関する留意事項）

- ・電柱への設置については、支持物所有者の設置規則及び基準等に準拠して施工し、事前調査、協議及び申請に係る一切の費用については全て施工費に含むとする
- ・電気料金や共架料については、施工時に電力会社や共架申請先事業者と大和市が契約できるよう受注者が契約事務の代行を行うこと。なお、それらの手続きを受注者が行うことができない場合は、発注者と協議すること
- ・契約名義等に関する手続きについては事前に担当者と協議を行うこと
- ・街頭防犯カメラの設置場所については、導入機器の通信環境及び無線環境等が十分整備されているか事前に調査を行うこと
- ・設置にあたっては、本市立会いのもと、画角調整やマスキング処理について協議を行い実施すること
- ・受注者は、設置完了後に、人物、色合い、文字、数字等の映像品質について確認診断を行い、原則として書面で市に報告し確認を受けるとともに、修正等の指示があった場合は速やかに対応すること
- ・設置1箇所につき、カメラ本体付近に本市と事前協議し決定した表示板等を1枚設置することとし、市は必要に応じて設置に立ち会うことができるものとする
- ・街頭防犯カメラ及び付随する機器等については、賃貸借期間満了後に無償で本市に譲渡すること
- ・受注者が提案する画像の通信方法により、既存の街頭防犯カメラネットワーク回線無線中継用ポール等が不要となる場合は、ポール及び付属設備等の撤去及び処分に係る申請及び費用については、全て受注者が負担すること
- ・市の所有でない柱の抜柱等により、移設の必要性が生じた場合は、移設に係る申請及び費用については、全て受注者が負担すること

5. 契約形態に関する事項

(1) 契約形態

本契約において、街頭防犯カメラ及び付属設備等の機器は賃貸借契約とし、設置工事費、通信料、ソフトウェア使用料（ウイルス対策ソフトウェア含む）、表示板等作成費、PC3台貸出費、街頭防犯カメラ及び付属設備等の保証料、保険料、保守管理、点検及び修繕等の維持管理費を含むものとする。

(2) 保証及び維持管理について

①保証（7年間）

- ・受注者は街頭防犯カメラ100箇所及び付属設備等の全機器について、契約期間満了までの間保証を行うものとし、当該期間に故障や破損が生じた場合は、その期間内において製品等は無償で修理又は交換すること

②維持管理

1）保守（7年間）

- ・修理又は交換に要する費用（技術工料、部品代、出張費、車両代、工具費等）は、全て受注者の負担とする。
- ・全機器及びネットワークに関するサポート窓口を市役所開庁日の午前9時から午後5時まで設置すること
- ・本市からカメラの異常や通信異常等のトラブルの報告があった場合は、少なくとも3営業日以内に現地確認を行うとともに、可能な限り速やかに必要な修理、交換等の対応を完了すること
- ・設置機器及びソフトウェア、PCについて、OS変更に伴う保守及び改修に必要な情報を市に提出すること

2）点検（7年間）

- ・設置から契約期間満了までの間、本市が指示する時期に、次の項目について各年度1回、点検を行うこと
- ・取付け状況
- ・映像正常確認及び登録日時
- ・時刻調整
- ・清掃の点検業務
- ・撮影画角を遮る軽微な枝葉等を確認した場合は、本市の指示を得た上で剪定

③その他

- ・維持管理事業者等については、実施要領中の応募申込書に記載すること

（3）通信サービス等

100箇所に新設する街頭防犯カメラは、順次既存撤去後に設置し、速やかに通信サービスの提供を開始することとし、また、令和9年4月1日までには全100箇所について通信サービスの提供を開始することとする

(様式①)

街頭防犯カメラ設置完了報告書

(大和市街頭防犯カメラ賃貸借（債務負担行為）)

令和 年 月 日

大和市長 宛て

所在地_____

法人名・代表者_____

令和 年 月 日付で締結した大和市街頭防犯カメラ賃貸借（債務負担行為）における、街頭防犯カメラ設置について、設置が完了しましたので報告します。

1. 完了業務 大和市街頭防犯カメラ賃貸借（債務負担行為）における街頭防犯カメラ設置
2. 完了日 令和 年 月 日
3. 設置事業者

設置事業者 ※市内の電気事業者 または電気通信事業者であること	(フリガナ) 法人名	
	(フリガナ) 代表者名	
	住所又は所在地	〒

(様式②)

街頭防犯カメラ維持管理業務事業者等報告書

(大和市街頭防犯カメラ賃貸借（債務負担行為）)

令和 年 月 日

大和市長 宛て

所在地_____

法人名・代表者_____

令和 年 月 日付で締結した大和市街頭防犯カメラ賃貸借（債務負担行為）における、維持管理業務事業者について、報告します。

1. 対象業務 大和市街頭防犯カメラ賃貸借（債務負担行為）における維持管理

2. 維持管理業務事業者

維持管理業務事業者 ※市内の電気事業者 または電気通信事業者であること	(フリガナ) 法人名	
	(フリガナ) 代表者名	
	住所又は所在地	〒

(様式③)

街頭防犯カメラ維持管理業務事業者等変更報告書

(大和市街頭防犯カメラ賃貸借（債務負担行為）)

令和 年 月 日

大和市長 宛て

所在地_____

法人名・代表者_____

令和 年 月 日付で締結した大和市街頭防犯カメラ賃貸借（債務負担行為）における、維持管理業務事業者に変更が生じたので、報告します。

1. 対象業務 大和市街頭防犯カメラ賃貸借（債務負担行為）における維持管理
2. 維持管理業務事業者

＜変更後＞ 維持管理業務事業者 ※市内の電気事業者 または電気通信事業者であること	(フリガナ) 法人名	
	(フリガナ) 代表者名	
	住所又は所在地	〒

＜変更前＞ 維持管理業務事業者 ※市内の電気事業者 または電気通信事業者であること	(フリガナ) 法人名	
	(フリガナ) 代表者名	
	住所又は所在地	〒